

車種規制とは、自動車NOx・PM法の対策地域に指定された地域で、トラック・バス等（ディーゼル車、ガソリン車、LPG車）及びディーゼル乗用車に関して特別の窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準（以下「排出基準」といいます。）を定め、これに適合する窒素酸化物及び粒子状物質の排出量がより少ない車を使っただけのための規制です。この規制は対策地域内に使用の本拠の位置を有する新車と現在使用している車について適用されます。「使用の本拠の位置」については車検証をご参照ください。

これから、その内容を説明しますので、お手持ちの車検証と照らし合わせて読んでみてください（P.17「車検証のどこを見ればよいのでしょうか？」を参考にしてください）。

車種規制のフローチャート

1. 自動車の登録されている地域はどこですか。

（自動車の使用の本拠の位置がp.6・7に記載されている対策地域内かどうか。）

対策地域外である。



対策地域内である。



2. 自動車の車種は何ですか。

（自動車のナンバープレートの分類番号がp.10に記載されている車種に該当するかどうか。）

該当しない。



該当する。



3. 自動車は排出基準に適合していますか。

（自動車の型式の識別記号がp.12・13に記載されている表に照らして排出基準に適合しているかどうか。）

適合する。



適合しない。



あなたの自動車は車種規制の対象となります。使用可能最終日については、p.14・15に記載されている表で分かります。

あなたの自動車は車種規制の対象とはなりません。引き続き登録出来ます。

この法律に基づく車種規制のほか、自治体によっては独自の規制を行っている場合がありますのでご注意ください。